

【様式第 5 号】

収 入
印 紙

奨学金金銭消費貸借契約書

貸主社会福祉法人松波福祉会を甲、借主_____を乙として、社会福祉法人松波福祉会奨学金貸与規程（以下「規程」という。）に従い奨学金金銭消費貸借契約を締結した。

第 1 条 甲は、乙の奨学金として、令和 年 月 ～ 令和 年 月分として、以下の金額を貸与する。 貸与金額_____円
(2)貸与する金銭は、分割して半期分（入学金が必要な場合は入学金を含む）ずつ、乙名義の銀行口座に送金する。

第 2 条 規程の趣旨に鑑み、甲は乙の奨学資金として奨学金を貸与し、乙は勉学に励むことが、双方当事者としての責務である。

第 3 条 乙は、甲に対し、貸与を受けた奨学金を返還しなければならない。規程第 11 条に該当する場合、貸与した奨学金全額を速やかに一括返還しなければならない。
(2)前項により奨学金の貸与取消が決定した場合、すでに貸与した奨学金全額を当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに原則として一括返済しなければならない。ただし、無利息とする。

第 4 条 次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の返還は免除される。
(1)甲の法人に採用された後、貸与期間に 1 年を加えた期間継続して勤務した場合には奨学金の返済を全額免除する。ただし、この期間が 3 年に満たない場合は、継続して 3 年勤務することを条件として奨学金の返済を全額免除する。
(2)業務上の死亡又は心身の故障のため、介護業務が継続できなくなったとき。

第 5 条 本契約書に記載なき事項は、規程による。本契約又は規程にかかわる疑義が生じた場合は、甲・乙双方が誠意をもって協議する。

第 6 条 連帯保証人は、乙の本件債務につき乙と連携して履行の責任を負う。

この契約の成立を証するために本証書を 4 通作成し、各自署名捺印して、うち 1 通を所持する。

年 月 日

甲 住所 新潟県上越市柿崎区柿崎 6414 番地の 1
貸主 社会福祉法人松波福祉会
理事長 新 部 直 彦 印

乙 住所

借主 印
乙が契約を締結することに同意します。

(連帯保証人 1) 住所

借主 印

(連帯保証人 2) 住所

借主 印